

館美市訪問介護相当サービス(独自:スマイルヘルパー)サービスコード表

サービスコード 種類 項目		独自サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス1	イ 訪問型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176単位		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス1日割			39単位		39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス2			2,349単位		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス2日割			77単位		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス3			3,727単位		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス3日割	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援2(週2回を 超える程度)	123単位		123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21			標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位		287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22			生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23				所要時間45分以上の場合 220単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			短時間の身体介護が中心である場合 163単位		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未 実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割			1単位減算		-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2			23単位減算		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割			1単位減算		-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3			37単位減算		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3日割	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2(週2回を 超える程度)	1単位減算		-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算		-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算		-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減 算	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算		-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算1日割			1単位減算		-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算2			23単位減算		-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算2日割			1単位減算		-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算3			37単位減算		-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算3日割			1単位減算		-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21			標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算		-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算		-2	
A2	6001	訪問型サービス(共通)同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型サービス(共通)同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場 合		所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型サービス(共通)同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上 の場合 特別地域加算		所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型サービス(共通)特別地域加算			所定単位数の 15%加算			
A2	8001	訪問型サービス(共通)特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算			
A2	8100	訪問型サービス(共通)小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス(共通)小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型サービス(共通)中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス(共通)中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算		200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算		50	1回につき
A2	6269	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算		
A2	6381	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算	
A2	6382	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算		
A2	6392	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算		
A2	6393	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6394	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算		

能美市訪問型サービスA(独自:あんしんサポーター)サービスコード表

サービスコード 種類 項目		サービスA内容略称		算定項目			合成 単位数	算定単位	
A2	1121	訪問型サービスA1	イ 訪問型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	941単位		941	1月につき	
A2	2121	訪問型サービスA1日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	31単位		31	1日につき	
A2	1221	訪問型サービスA2		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	1,879単位		1,879	1月につき	
A2	2221	訪問型サービスA2日割			62単位		62	1日につき	
A2	1331	訪問型サービスA3			2,982単位		2,982	1月につき	
A2	2331	訪問型サービスA3日割			98単位		98	1日につき	
A2	2421	訪問型サービスA221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		230単位	230	1回につき
A2	2521	訪問型サービスA222		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合		143単位	143	
A2	2631	訪問型サービスA223			所要時間45分以上の場合		176単位	176	
A2	1421	訪問型A短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合		130単位	130		
A2	C221	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算1		高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	12単位減算		-12	
A2	C230	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算1日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		1単位減算		-1	1日につき	
A2	C222	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算2	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		23単位減算		-23	1月につき	
A2	C223	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算2日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		1単位減算		-1	1日につき	
A2	C224	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算3	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		37単位減算		-37	1月につき	
A2	C225	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算3日割			1単位減算		-1	1日につき	
A2	C226	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算221		1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C227	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算222		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	
A2	C228	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算223			所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2	C229	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算短時間		短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	D221	訪問型A業務継続計画未策定減算1		業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	12単位減算		-12	
A2	D230	訪問型A業務継続計画未策定減算1日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		1単位減算		-1	1日につき	
A2	D222	訪問型A業務継続計画未策定減算2	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		23単位減算		-23	1月につき	
A2	D223	訪問型A業務継続計画未策定減算2日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		1単位減算		-1	1日につき	
A2	D224	訪問型A業務継続計画未策定減算3	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		37単位減算		-37	1月につき	
A2	D225	訪問型A業務継続計画未策定減算3日割			1単位減算		-1	1日につき	
A2	D226	訪問型A業務継続計画未策定減算221		1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	D227	訪問型A業務継続計画未策定減算222		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	
A2	D228	訪問型A業務継続計画未策定減算223			所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2	D229	訪問型A業務継続計画未策定減算短時間		短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型サービス(共通)同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算			1月につき		
A2	6003	訪問型サービス(共通)同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算					
A2	6002	訪問型サービス(共通)同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算					
A2	8000	訪問型サービス(共通)特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算			1月につき		
A2	8001	訪問型サービス(共通)特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算			1日につき		
A2	8100	訪問型サービス(共通)小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算			1月につき		
A2	8101	訪問型サービス(共通)小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算			1日につき		
A2	8110	訪問型サービス(共通)中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算			1月につき		
A2	8111	訪問型サービス(共通)中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算			1日につき		
A2	4011	訪問型サービスA初回加算2	ハ 初回加算	200単位加算		200	1月につき		
A2	4013	訪問型サービスA生活機能向上加算Ⅰ2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上加算(Ⅰ)	100単位加算	100			
A2	4012	訪問型サービスA生活機能向上加算Ⅱ2		(2)生活機能向上加算(Ⅱ)	200単位加算	200			
A2	6112	訪問型サービスA口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算			1回につき		
A2	6269	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算 <						